

表3. 家族外ケア未成年者(家族的養育委託・施設別、年齢階層別、性別、国籍別、2008年12月31日現在)

	家族外ケア未成年者		計
	家族的養育委託(%)	施設(%)	
年齢階層			
0-2 歳	43.2	56.8	100.0
3-5 歳	62.8	37.2	100.0
6-10 歳	64.5	35.5	100.0
11-14 歳	58.4	41.6	100.0
15-17 歳	43.6	56.4	100.0
性別			
男	51.4	48.6	100.0
女	59.8	40.2	100.0
国籍			
イタリア人未成年者	52.9	47.1	100.0
外国人未成年者	36.6	63.4	100.0
保護者のいない外国人未成年者	21.5	78.5	100.0

データ出所: Elaborazione Centro nazionale di documentazione e analisi per l'infanzia e l'adolescenza su dati Regioni e Province autonome

2011年3月データ更新

米国の要保護児童のケアに関する2010年度の統計

研究協力者 小松 満貴子

アメリカの要保護児童の里親を含む代替ケアに関する連邦政府のデータ収集システムは、Adoption and Foster Care Analysis and Reporting System (AFCARS)「養子縁組とフォスターケアの分析と通告データ収集システム」(www.acf.hhs.gov/programs/cb/statsresearch/index.html#afcars)である。以下の統計表は、U.S. Department of Health and Human Services (連邦健康と人的サービス省)、Administration for Children and Families (児童家庭行政局)、Administration on Children, Youth and Families (児童・若者・家族行政部)及びChildren's Bureau (児童課)の2011年6月1日付け発表の2010年会計年度(2009年10月1日～2010年9月30日)におけるAFCARSデータによっている。AFCARSは各州の児童福祉機関(State Child Welfare Agencies)が託置、ケア、スーパービジョンに責任を負っているすべてのフォスターケアにある児童と公的児童福祉機関が関与して米国内で縁組が成立した養子についての情報を収集している。したがって認可を受けていない民間斡旋業者による養子縁組や国際養子は含まれていない。

なお児童虐待に関する統計は、the National Child Abuse and Neglect Data System (NCANDS)「全米児童虐待ネグレクトデータシステム」(http://www.acf.hhs.gov/programs/cb/stats_research/index.htm#can)で得られる。

また要保護児童の家庭外ケアに関する統計分析はChild Welfare Information Gateway (<http://www.childwelfare.gov/pubs/factsheets/foster.cfm>)に詳しい。以下の記述はこのホームページを参照したのもも多い。

I 主要データ

- *2010年9月末現在フォスターケア(親子分離後の代替ケア)を受けている児童の総数は408,425人となっている。これは米国の総人口387,500,000人の10万人当たりの数をみると105人となる。
- *そのうち78%は家庭に委託されている。即ち4%が養子縁組準備委託家庭に、26%は親族里親家庭に、48%は非親族里親家庭に託置されている(表1参照)。その家庭委託児童数313,729人を人口10万人当たりでみると、81人である。
- *措置解除後、約半数(51%)は元の家族と再統合している(表4)。即ち大多数の要保護児童は実親か最初にケアを引き受けた者との再統合を目指している。つぎに多いのが、養子縁組の25%で、半面、長期里親ケアが6%と低い。未成年解放emancipationとは、成年に達する前の少なくとも16歳～17歳の未成年者が親のコントロールから離れて自立して生活するために、申請に基づいて、裁判所が未成年者のものである収入を管理することをその利益のために認める制度である。後見とは、Legal GuardianshipまたはSubsidized Guardianshipと呼ばれ、裁判所が指定した者に親権のすべてを有することを認め、その子どもの養育を委ねることを意味する。
- *フォスターケアに託置された児童の67%は、その措置期間が2年未満である。3年以上の長期養護は22%に過ぎない。(表3参照)
- *要保護児童も里親委託された子も常に男子の方がやや多い。(表5)

II 最近の注目される傾向

- *周知のようにアメリカは州の独自性が強く、州による違いにも注目しておく必要がある。例えば州別統計データ (<http://www.acf.hhs.gov/programs/cb>) から養親の婚姻関係をみると、ノースダコタは95.2%が婚姻中の夫婦であるが、ワシントンDCとニューヨーク州では独身の養親が最も多く、前者では独身女性(60.5%)独身男性(7.8%)、後者では独身女性(49.4%)独身男性(1.9%)となっている。
- *フォスターケアの措置児童と措置解除児童の数を10年間で比較すると、措置児童数は2000年度には293,000人、2010年度には254,375人、委託解除は2000年度272,000人、2010年度254,114人となっているので、フォスターケアを受ける児童数は減少している。
- *フォスターケアのケース目標は、親権を保持する親がある場合、親子再統合を目指す方針がある。しかし2000年は57%であるのに対して2010年度は51%と、再統合の目標はやや減少し、実親が親権を喪失した後の養子縁組の方針が2000年度17%だったのに対して2010年度は25%と高くなっている。
- *フォスターケア滞在期間は、平均値で見ると2000年度は12ヶ月であるのに対して2010年度は25ヶ月となり、この10年間に大幅に長期化している。
- *フォスターケアに入る児童の平均は、2000年度は8.8歳であったのに対し、2010年度は7.7歳。措置解除の時に2000年度は10.2歳であったのに対し、2010年度では9.6歳なので年少化する傾向にある。
- *フォスターケアを受ける児童の性別は、2000年度は男子53%、女子47%、2010年度は男子52%、女子48%でありあまり変わらずこの10年間常に男子の方が多い傾向にある。
- *養子縁組はフォスターケアから移行する場合が最も多いので、要保護児童・フォスターケアの男子が多いのを反映してこれも男子がやや多い。(表5、表15参照)
- *フォスターケアにある子どもの養子縁組のほとんどは、公的養子縁組機関が関与して成立している。2009年度の統計によれば、これらの養子縁組には、婚姻関係にある夫婦による共同縁組が67%を占め(表16)、里親と委託児童との縁組が53%を占めている(表17)。

参考文献

ピーター・ペコラ「アメリカにおける21世紀の里親家庭養育」養子と里親を考える会『里親支援事業に関する調査研究：セミナー・ワークショップの報告書』p.7-28、2011年3月、日本財団

表1 要保護児童の措置先(2010年9月30日現在)

養子縁組準備委託家庭	4%	14,886
養育里親家庭(親族)	26%	103,943
養育里親家庭(非親族)	48%	194,900
グループホーム	6%	25,066
施設	9%	36,607
スーパービジョン付き自立生活	1%	4,050
逃亡	2%	6,563
試験的家族再統合(家庭復帰)	5%	21,340
要保護児童	100%	407,355

表2 養護児童の年齢と割合

平均年齢：9.4歳 中央値年齢：9.2歳

1歳未満	6%	24,634
1歳	7%	30,385
2歳	7%	28,765
3歳	6%	24,945
4歳	5%	21,885
5歳	5%	19,327
6歳	4%	17,824
7歳	4%	16,727
8歳	4%	15,867
9歳	4%	15,184
10歳	4%	14,994
11歳	4%	14,952
12歳	4%	15,769
13歳	4%	17,484
14歳	5%	20,716
15歳	6%	26,060
16歳	8%	31,667
17歳	8%	33,993
18歳	3%	10,589
19歳	1%	3,609
20歳	1%	2,514
児童合計	100%	407,890

表3 措置解除児の措置期間

平均値：25ヶ月 中央値：14ヶ月

1ヶ月未満	5%	21,147
1～5ヶ月	21%	86,081
6～11ヶ月	19%	75,684
12～17ヶ月	13%	54,231
18～23ヶ月	9%	36,395
24～29ヶ月	7%	28,384
30～35ヶ月	5%	19,026
3～4年	11%	44,379
5年以上	11%	43,083
児童合計	101%	408,410

表4 フォスターケア解除後の予定

家族再統合	51%	202,389
親戚と暮らす	4%	14,092
養子縁組	25%	96,772
長期里親ケア	6%	24,697
未成年解放	6%	24,131
後見(設置)	4%	14,574
未定	5%	18,102
計	100%	394,757

表5 養護児童の性別

男子	52%	214,354
女子	48%	193,998
計	100%	408,325

表6 人種・民族別にみた養護児童

アラスカネイティヴ/アメリカンインディアン	2%	7,839
アジア系	1%	2,469
ブラック	29%	117,610
ハワイ系/その他太平洋諸島出身	0%	718
ヒスパニック	21%	84,727
白人	41%	165,135
分類不可	2%	6,820
2種以上の人種の混血	5%	21,830

註：ヒスパニック系以外の人種はヒスパニックオリジンを除外。
2000年度以後複数人種出身児を計上している。

表7 新規措置児童のケア開始年齢

平均値：7.7歳 中央値：6.7歳

1歳未満	16%	40,857
1歳	8%	19,419
2歳	7%	17,497
3歳	6%	15,256
4歳	5%	13,252
5歳	5%	12,140
6歳	4%	10,956
7歳	4%	10,133
8歳	4%	9,168
9歳	3%	8,685
10歳	3%	8,414
11歳	3%	8,364
12歳	4%	9,115
13歳	4%	10,864
14歳	5%	13,384
15歳	7%	16,505
16歳	7%	17,011
17歳	5%	11,755
18歳	0%	558
19歳	0%	94
20歳	0%	37
新規措置児童数	100%	407,890

表8 措置解除時の児童の年齢

平均値：9.6歳 中央値：8.8歳

1歳未満	5%	11,561
1歳	7%	18,934
2歳	8%	19,774
3歳	7%	17,449
4歳	6%	14,740
5歳	5%	13,190
6歳	5%	11,774
7歳	4%	10,865
8歳	4%	10,297
9歳	4%	9,466
10歳	3%	8,705
11歳	3%	8,345
12歳	3%	8,123
13歳	3%	8,367
14歳	4%	9,463
15歳	5%	11,574
16歳	6%	14,205
17歳	9%	22,823
18歳	7%	18,030
19歳	1%	3,791
20歳	1%	2,162
措置解除児童数	100%	254,114

表9 委託解除後の状態

家族再統合*	51%	128,913
他の親戚と暮らす	8%	20,423
養子縁組	21%	52,340
未成年解放	11%	27,854
後見	6%	16,208
他機関に移転	2%	5,114
逃亡	1%	1,504
子どもの死亡	0%	338
措置解除児童数	100%	254,114

註：死亡は病気、事故、自殺等を含む
*親又は最初のcaretakerとの再統合

表10 措置解除児童の措置期間

平均値：21か月 中央値：13.5ヶ月

1ヶ月未満	13%	32,104
1-5ヶ月	15%	39,080
6-11ヶ月	18%	46,060
12-17ヶ月	14%	35,710
18-23ヶ月	10%	25,605
24-29ヶ月	7%	18,517
30-35ヶ月	5%	12,989
3-4年	10%	26,529
5年以上	7%	17,359
措置解除児童数	100%	254,114

表11 養子縁組待機期間*

平均値：37.3ヶ月 中央値：28.3ヶ月

1ヶ月未満	0%	455
1-5ヶ月	4%	4,126
6-11ヶ月	9%	9,506
12-17ヶ月	14%	14,748
18-23ヶ月	14%	14,825
24-29ヶ月	13%	13,624
30-35ヶ月	9%	9,538
36-59ヶ月	21%	22,571
60ヶ月以上	16%	17,618
待機児童	100%	107,011

*親の親権終了確定後の養子縁組待機期間。

表12 年齢別養子縁組待機児童

平均年齢：8.1歳 中央値年齢：4.1歳

1歳未満	25%	26,291
1歳	9%	9,764
2歳	8%	8,455
3歳	7%	7,499
4歳	7%	7,209
5歳	6%	6,730
6歳	6%	6,687
7歳	6%	6,111
8歳	5%	5,704
9歳	5%	4,952
10年	4%	4,397
11年	4%	3,718
12年	3%	3,090
13年	2%	2,436
14年	2%	1,704
15年	1%	963
16年	0%	403
17年	0%	90
	100%	106,203

表13 養子縁組待機中の滞在場所

養子縁組準備家庭	13%	13,603
里親家庭(親戚)	22%	23,739
里親家庭(非親戚)	55%	58,681
グループホーム	4%	3,872
施設	5%	5,814
指導者付自立生活	0%	84
逃亡	0%	466
試験的家族再統合(家庭復帰)	1%	622
	100%	107,011

表14 フォスターケアにある児童の親の親権喪失後の経過月数

平均月数	24.3ヶ月
中央値	12.5ヶ月

出所：AFCARSの養子縁組データベースでは養子縁組手続き終了後直ちに計上。このレポートは2010年度に養子縁組手続き終了の数を2011年6月1日時点で挙げている。

表15 公的フォスターケアから養子縁組した子どもの性別

男子	51%	26,750
女子	49%	26,132
	100%	52,882

表16 養親の婚姻関係 2009年度

婚姻した夫婦	67%	34,973
未婚のカップル	2%	1,140
独身女性	28%	14,465
独身男性	3%	1,392
	100%	51,970

表17 優先された養親と養子の関係 2009年度

非親族	15%	7,383
里親	53%	26,308
継親	0%	49
その他の関係	32%	15,714

*養子縁組をした子どもの大多数は、公的養子縁組機関agencyが関与している。

*表1～15は、2011年6月に評価された2010会計年度のthe AFCARS reportに基づくものである。

【養護児童数及び里親委託率などの実態の国際調査】

カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州－の社会的養護児童の統計的実態

研究協力者 森 和子

1. カナダについて

カナダの国土の広さはロシアに次ぐ世界第2位で、日本の国土の約27倍にも及ぶが、人口は日本の4分の1程度の3,339万141人(2007年の推計)である。

連邦国家であるカナダは、10の州 (province) - British Columbia州、Alberta州、Saskatchewan州、Manitoba州、Quebec州、New Brunswick州、Nova Scotia州、Prince Edward Island州、Labrador and Newfoundland州、Ontario州 - と3つの準州 (territory) - Nunavut州、Yukon州、Northwest Territories州 - で構成されている。州政府と連邦政府は対等の関係にあり、その権限の分配については憲法(旧英領北アメリカ法)で定められている。一方、準州は連邦直轄領とされ、連邦議会が定めた連邦法に基づき、連邦政府のコントロールの下、自治権が認められている。日本の子ども家庭福祉は国が策定した児童福祉法で諸サービスが画一的に実施される。ところが、カナダではそれぞれの州政府が独自の法律を制定している(資生堂児童福祉海外研修報告書, 2004) のである。カナダの連邦政府は制度の基準を示すのみで、社会サービスなどのプログラムは州政府と市町村が所轄しており、「カナダの子ども家庭福祉は」という一般的な表現はできないという。州と準州が児童と家庭支援に関する法律制定の権限を持っており(例外として先住民族はThe Indian Act of Canadaの法律により定められている)、そのため、州や準州により児童の定義は異なり、児童の年齢も各々16未満から18、19歳未満までとまちまちで、様々な社会的養護を受けている子どもについての国の統一した枠組みを作り上げるのは非常に困難であるといわれている(Child Welfare League of Canada, 2003; Mutcahy & Trocme, 2010)。カナダの場合は、それぞれの州が一つの国と考えたほうが理解しやすい(資生堂児童福祉海外研修報告書, 2004)といわれる所以である。

社会的養護に関しては、カナダは里親養育のシステムが発達している国の一つであり、その中でも、ブリティッシュ・コロンビア州(以下、BC州と記す)の児童福祉は「子ども・家庭および地域サービス法」(Child, Family and Community Service Act)に基づいて行われており、BC州での先進的な里親養育の取り組みは、他の州のモデルとなっているものが多い(大谷, 2004)という。そこで、本調査では前回のカナダの国際比較調査(大谷, 2004)に引き続きBC州を取り上げ、2001～2002年から今回の2006～2007年までの数値の推移も把握したいと考えている。

本調査では、Canadian Child Welfare Research Portalの公表しているChild Welfare across Canada(2012年2月15日現在)と、BC州政府の子ども家庭開発省(Ministry of Children and Family Development)が発行しているFoster Family Month 2011、の統計資料をもとに作成したものである。2012年2月15日現在、カナダ政府の統計局が公表している統計は、2007年3月31日現在が最新の統計値である。

2. カナダにおける社会的養護(イン・ケア)を受けている児童数

インターネットの資料(2012年1月現在)では、2007年のCanadian Child Welfare Research Portalによりカナダ全州と準州の社会的養護を受けている児童の数と、1,000人の児童に対して家庭的養護を必要とする児童が占める割合が公表されている(表1)。

カナダ全土で、社会的養護を受けている児童は約67,161人である。最も人口の多い州は、

Ontario州で、0歳から18歳までの児童は2,931,745人おり、その中で社会的養護を受けている児童は18,763人、児童全体の6.7%にあたる。次いでQuebec州で0歳から18歳までの人数は1,625,581人で、社会的養護を受けている児童が12,750人、全体の7.8%である。3番目に多いのが、BC州で0歳から18歳までの児童数915,168人に対し、社会的養護を受けている児童が9,271人で全体の10.1%を占めている。人口は少ないが社会的養護を受けている子どもが20%を越している州・準州がYukon準州(24.7%)とManitoba州(24.4%)があげられる。これらの比率は人口との関係よりも、地域性の抱える課題が数字に反映していると思われる。

社会的養護には、里親養護と施設養護、サポートを受けての自立生活がある。施設養護の場合は、子どもに問題行動があり、里親ではケアできない子どもや特別な保護を必要とする子どものためのケア施設で、グループホーム、集中子どもケア施設などである。これらのサービスは、非営利団体や民間機関また個人で運営されている(資生堂児童福祉海外研修報告書, 2004)。施設養護の場合でも、カナダには大舎制の施設はなく、グループホームに近い形でのケアも減ってきている。従って、ケアに入る子どもの大部分は里親委託されることになる。

表1 カナダと州・準州の社会的養護を受けている児童の数と割合 統計 2007年3月31日現在

州・準州	社会的養護を受けている児童の数	人口(0～18歳)	1,000人中の割合(0～18歳)
Canada (全土)	67,161	7,268,325	9.2
British Columbia	9,271	915,168	10.1
Alberta	8,891	841,392	10.6
Saskatchewan	5,447	251,271	21.7
Manitoba	7,241	297,004	24.4
Quebec	12,750	1,625,581	7.8
New Brunswick	1,388	154,395	9.0
Nova Scotia	1,706	194,389	8.8
Prince Edward Island	166	31,713	5.2
Nunavut	197	12,839	15.3
Labrador and Newfoundland	768	102,857	7.5
Ontario	18,763	2,931,745	6.4
Yukon	178	7,212	24.7
Northwest Territories	395	12,810	30.8

出典：Canadian Child Welfare Research Portal (2011)が公表している統計から作成

3. ブリティッシュ・コロンビア州における里親養護

先にみたように、カナダの中で、3番目に児童の人口が多い州がBC州で、0歳から18歳までの児童のうちの、10.1%にあたる9,271人の児童が社会的養護を受けている。BC州政府の子ども家庭開発省(Ministry of Children and Family Development)が発行しているFoster Family Month 2011(そこで示されているのは2007年の統計である)によると、社会的養護を受けている9,271人の児童のうち、里親委託されている児童の数は5,892人で、63.6%の児童が里親委託されていることになる。その内訳として、9,271人の児童のうち5,191人が先住民の児童である。BC州には3,308の里親家庭があり、そのうち330が先住民の里親家庭である。里親が養子縁組した児童数は1,531人おり、社会的養護を受けている子どもで養子縁組を待っている児童が1,668人いることも示されていた。

また、実親から離れ、自立生活のサポートや拡大家族による社会的養護を受けながら生活している青少年(youth)は、1,251人計上されている(表2)。

全体を通して、社会的養護を受けている児童の47%は1年以内に実親の元に戻っているとい

う。

里親養護はFamily Care Home Agreementのもとに運営されている。里親家庭はファミリー・ケア・ホームといわれ、制約つきホーム(Restricted homes)、レギュラーホーム(Regular homes)、専門的なホーム(Specialized homes)の3つに分かれている。制約つきの里親は、子どもの親族であるなど、子どもと特別な関係を有するものが開設するものである。レギュラーの里親は一般的なケアを提供する家庭で、ホームの中で一番数が多い。委託される児童は通常里親との面識はない。専門的なホームは3段階のホームがあり、レベル1のホームには比較的軽度な問題のある児童(ADHD等)を受託する。レベル2のホームには態度が乱暴、物を破壊するなどの行動に問題がある児童(性的虐待等)、レベル3のホームには、自虐行為や他害行為のある児童を委託している(資生堂児童福祉海外研修報告書, 2004)。

BC州の総人口は4,309,632人であるが、そのうち先住民の占める割合は4%程度であるにもかかわらず、社会的養護を受けている児童のうちの半数以上は先住民の児童である。2004年の報告によると、先住民の家庭の27%がシングルファミリーであり、母子家庭の40%は年間所得が1.2万CA\$に満たない(一般家庭では平均2.8～3万CA\$)。先住民の子どもの約52%が貧困ライン以下の所得の家庭で生活しており、社会的・経済的におかれた立場は非常に悪く不利な状況である(資生堂児童福祉海外研修報告書, 2004)という実態が示されている。BC州の子ども家庭開発省にも先住民・移行サービス部(Ministry of Children and Family Development Service Transformation Division II)が設けられ、先住民の子どもと家庭に対する福祉改革を進めているということである。

表2 プリティッシュ・コロンビア州の社会的養護と里親養護に関する統計

措置の種類	2007年3月31日現在
BC州の児童数(0～18歳)	915,168
社会的養護を受けている児童(Children in care)数 (そのうちの社会的養護を受けている先住民の児童数)	9,271(5,191)
里親委託児童数	5,892
1,000人中の社会的養護を受けている児童の割合(0～18歳)	10.1%
実親から離れ、自立生活のサポートや拡大家族による社会的養護を受けながら生活している青少年(youth)	1,251
里親が養子縁組した児童数	1,531
社会的養護を受けている子どもで養子縁組の待機児童数	1,668
里親家庭数(そのうちの先住民の里親家庭数)	3,308(330)

出典：2006～2007年(Foster Family Month, 2011)から作成

4. 2002年と2007年の社会的養護に関する統計の比較

本調査では、カナダの国際比較調査(大谷,2004)に引き続きBC州を取り上げ、2001～2002年の調査から今回の2006～2007年調査までの数値の推移も把握したいと考えた。

統計的には、B.C州の0～18歳児童数は、996,000人から915,168人に減少したが、社会的養護を受ける児童数は同程度の10.1%であった。しかし、里親委託児童の数は2002年の5,906人から2007年が5,892人で、人口の割合からみると里親委託された児童の割合は増加しているといえる(表3)。2002年は社会的養護を受けている児童の58.5%が里親委託されていたが、2007年では63.7%の児童が里親委託されており、里親委託率が5.2%増加していることがわかった(表4)。また、里親家庭数も人口と比例して大きな減少をしていないことから、B.C州の地域に里親養育が浸透していることが示唆されよう。

表3 2001～2002年と2006～2007年の社会的養護と里親養護に関する統計の比較

措置の種類	2001～2002年	2006～2007年
B.C州の児童数(0～18歳)	996,000	915,168
社会的養護を受けている児童	10,088	9,271
里親委託児童	5,906	5,892
里親家庭	3,400	3,308
1,000人中の割合(0～18歳)	10.1	10.1

出典：2001～2002年(大谷, 2004)の統計と2006～2007年(Foster Family Month, 2011)の統計から作成

表4 社会的養護を受けている児童のうちの里親委託率

年	社会的養護を受けている児童数	里親委託された児童数	里親委託の割合(%)
2001～2002	10,088	5,906	58.5
2006～2007	9,271	5,892	63.7

出典：2001～2002年と2006～2007年の社会的養護を受けた児童数と里親委託された児童数から作成

5. 人口10万人あたりの社会的養護を受けている児童数と里親委託児童数

(1) カナダ

カナダの総人口は約3,339万人(2007年の推計)であるので、人口10万人あたりの社会的養護を受けている児童数は、201人である($67,161 \div 333.9 = 201$)。

(2) ブリティッシュ・コロンビア州

- ・BC州の総人口は、BC州政府の Annual Population の統計によると、4,309,632人であるので、人口10万人あたりの社会的養護を受けている児童数は、215人となる($9,271 \div 43.1 = 215$)。
- ・BC州の総人口4,309,632人に対して、人口10万人あたりの里親委託児童数は、157人である($5,892 \div 43.1 = 157$)。

BC州において、実親と暮らすことができない社会的養護が必要な青少年(youth)の里親委託は非常に難しくなっており、グループホームやサポートを受けての自立生活による行政からの支援が主流になってきているということである。

参考文献

- ・ Canadian Child Welfare Research Portal, *Child Welfare across Canada*, www.cecw-cepb.ca/statistics (2012年2月15日現在)
- ・ Ministry of Children and Family Development, *Foster Family Month 2011*, www.mcf.gov.bc.ca/foster (2012年2月15日現在)
- ・ Meghan Mulcahy & Nico Trocme, *Children and Youth in Out-of-Home Care in Canada*, 2010年. www.cecw-cepb.ca/publications/1720 (2012年2月15日現在)
- ・ 大谷まこと「カナダの里親制度－ブリティッシュ・コロンビア州におけるシステムの構築－」, 湯沢雍彦編著『里親制度の国際比較』, ミネルヴァ書房, 2004年
- ・ 資生堂社会福祉事業財団『第30回(2004年度)資生堂児童福祉海外福祉研修報告書』, 2005年

【養護児童数及び里親委託率などの実態の国際調査】
オーストラリアの家庭外ケアのもとにある
未成年者と若年成人の統計的実態

－2010年度の統計から－

研究協力者 森 和子

オーストラリアの家庭外ケアに関する統計で、現在、インターネットで公表されているものとしては、オーストラリア政府の保健福祉局 (Australia Institute of Health and Welfare) で発行している2010年度 (2010年7月1日-2011年6月30日) の統計をもとに2011年に公表された事業報告 “Child Protection Australia” がある。報告書の31頁から42頁までに家庭外ケアを受けている児童の実態に関する統計と説明が掲載されている。本報告の統計は2010年度 “Child Protection Australia” から引用したものである。

オーストラリアの正式名称はオーストラリア連邦といい、6つの州－ニューサウスウェールズ州 (NSW)、ヴィクトリア州 (Vic)、クイーンズランド州 (Qld)、西オーストラリア州 (WA)、南オーストラリア州 (SA)、タスマニア州 (Tas)－と2つの準州－オーストラリア首都特別地域 (ACT)、北部準州 (NT)－から成り立っている (以降、州名と準州名は省略名を使用する)。

首都はキャンベラであり、面積は769万2,024平方キロメートル (日本の約20倍)、アラスカを除くアメリカ合衆国とほぼ同じで面積で、世界で6番目に広い国土を持つ国である。人口は約2,283万人 (2010年6月30日現在, Australia Bureau of Statistics) である。

オーストラリアでは、児童及び青少年 (children and young persons) のケアや保護 (protection) については、各州がそれぞれに法律、行政、予算について責任を持っており、他の州とは異なった独自の法律や制度、呼称を使用 (志田, 2004) している。従って州や準州により児童保護サービスに責任を有する部門は地域サービスや地域社会開発、保健福祉サービス、福祉サービス、児童家族サービス、児童保護と名称は様々である (Courtney & Iwaniec, 2009)。

I. 家庭外ケア (out-of-home care) を受ける児童

1. 2010年度に家庭外ケアの措置と解除になった児童数

家庭外ケアは、ケアや保護を必要としている児童や児童の家族に対して提供されるサービスの一つである。このタイプのサービスは、両親以外の種々のケア制度によって児童や青少年の支援や援助を行うものであり、里親、親戚 (relatives) や、血族 (kin)、施設ケア (residential care) を含む概念 (志田, 2004) である。

2010年度は11,613人が家庭外ケアで措置され、9,183人が解除となった。2010年度ではオーストラリアの児童数1,000人のうちの7.3人の割合で、37,648人の児童が家庭外ケアを受けている (表1)。1,000人中4.6人のVic州から10.2人のNSW州までの地域の差があった。

家庭外ケアで措置された児童の年齢は、5歳以下の児童が4,879人 (42%) で最も多く、5-9歳では2,677人 (23%)、10-14歳では2,798人 (24%)、15-17歳では1,258人 (11%) であった (表2)。

表1 家庭外ケアで措置と解除になった児童数(2010年度)

	児童数	1,000人中の割合
家庭外ケアに措置された児童	11,613	2.3
家庭外ケアから解除された児童	9,183	1.8
家庭外ケアを受けている児童	37,648	7.3

出典：Australia Institute of Health and Welfare, "Child Protection Australia", 2011

表2 家庭外ケアで措置になった児童の年齢と割合(2010年度)

年齢	5歳以下	5-9歳	10-14歳	15-17歳
家庭外ケアに措置された児童 (11,613人)	4,879 (42%)	2,677 (23%)	2,798 (24%)	1,258 (11%)

出典：Australia Institute of Health and Welfare, "Child Protection Australia", 2011

2. 多様な家庭外ケアを受けている児童

家庭外ケアを受けている児童の93%は、家庭的ケア (home-based care) の中で養育されている。内訳は、フォスターケア (foster care) が45%、親戚、血族によるケア (relative/kinship care) が46%、その他の家庭的ケア (other type of home-based care) をを受けている児童が2.5%であった。家庭外ケアを受けている児童の20人に1人が施設ケアを受けている (表3)。施設ケアは主に複合的なニーズのある児童の事情を優先して措置されることがある。また、きょうだいを離れ離れにしないことを優先するために、大型のファミリーグループ (larger family groups) に措置されることもある。

家庭的ケアではない家庭外ケア (non-home based care) の入所型ケアの形態としては、ファミリーグループホーム (family group homes) と施設ケア (Residential care)、自立生活 (Independent living) があげられる。このカテゴリーでは、当番制の職員がおり、(ファミリーグループホームを含め) そこには住み込みの職員がいて、また (例えば賃借補助や職員住宅に住む) 通勤職員やその他の施設に必要な設備を備えていることをいう (Courtney & Iwaniec, 2009)。SW州では「1998年児童と青少年 (養護と保護) 法」が施設は6人以下という制限を法的に示しているが、他の州や準州では小規模であることを推進するための法的根拠や規則は設けられてはいないが、ますます小規模であることが国家の実践基準として受け入れられている (Courtney & Iwaniec, 2009) ということである。

オーストラリアにおける家庭外ケアの定義は以下の通りである。

Foster Care：子どもの生活費が支給される代替的な家庭養育

Relative/Kinship Care：親戚もしくは血族の人による養育

Other Home-based Care：以上の範疇に入らないファミリーグループなどの養育

表3 家庭外ケアを受けている子どもの数(0歳から17歳)

2011年6月30日現在

措置の種類		人数	割合(%)
家庭的ケアを受けている児童の総数 (home-based care) 合計 35,201(93.5%)	里親委託の児童数 (Foster care)	16,942	45.0
	親戚、血族によるケアを受ける児童数 (Relatives/Kinship Care)	17,318	46.0
	その他の家庭的ケアを受ける児童数 (Other home-based care)	941	2.5
家庭的ケアでない家庭外ケアを受けている 児童の総数 (non-home-based care) 合計 2,447(6.5%)	施設ケア (Residential care)	1,882	5.0
	ファミリーグループホームサポートを受け た自立生活、その他	565	1.5
家庭外ケアを受けている児童数 (Children in care)	総計	37,648	100.0

注：原文では%の表示のみだったため、筆者が%から計算して人数を割り出したものである。
出典：Australia Institute of Health and Welfare, "Child Protection Australia", 2011

3. 家庭外ケアの措置の期間

措置されていた期間は、1年以下の措置は18%であった。1年以上の内訳としては、1～2年以下が15%、2～5年以下が31%、5年以上が36%と5分の4の児童(82%)が、1年以上措置されている(表4)。

表4 家庭外ケアの措置の期間

期間	児童の割合(%)
1年以下	18
1～2年以下	15
2～5年以下	31
5年以上	36

出典：Australia Institute of Health and Welfare, "Child Protection Australia", 2011

4. 家庭外ケアを受ける児童数と割合の変遷 2007年～2011年

2007年から2011年の5年間の推移をみると、家庭外ケアを必要とする児童が全州、準州をあわせると9,269人増加しており、1,000人中の割合は5.8人から7.3人へと増加している(表5)。オーストラリアにおいても、少子高齢化傾向が顕著であり、少子化対策は重要な関心事であり、家庭外ケアを活用する人口が増加している事実は、子ども養育事業の社会的重要性の認識度合いが年々高まっている(志田, 2004)ことを示しているといえよう。

表5 家庭外ケアを受ける児童数と割合の変遷(2007年～2011年)

年	NSW州	Vic州	Qld州	WA州	SA州	Tas州	ACT州	NT州	オーストラリア の全児童数	割合
2007	11,843	5,052	5,972	2,371	1,678	667	399	397	28,379	5.8
2008	13,566	5,056	6,670	2,546	1,841	664	425	398	31,166	6.3
2009	15,211	5,283	7,093	2,682	2,016	808	494	482	34,069	6.7
2010	16,175	5,469	7,350	2,737	2,188	893	532	551	35,895	7.0
2011	16,740	5,678	7,602	3,120	2,368	966	540	634	37,648	7.3

出典：Australia Institute of Health and Welfare, "Child Protection Australia", 2011

5. 先住民の児童(Aboriginal Child)と先住民でない児童の家庭外ケアの人数と割合

オーストラリアの家庭外ケアにおける児童数には、先住民とトレス海峡の島民の児童が含まれている。先住民の児童はアボリジニー児童措置指針(The Aboriginal Child Placement Principal)が適応されている。アボリジニー児童措置指針によると、措置は最善の選択肢として児童の拡大家族に対して行われるべきであるとされている(Courtney & Iwaniec, 2009)。つまりこの指針は親族ケアを最優先事項としているため、オーストラリアの先住民とトレス海峡の島民の児童の69%は、親族ケアや先住民の里親や先住民用の施設ケアに措置されている。従って入所型ケアを受けている児童は、先住民でない児童よりも少ない。家庭外ケアを受けている0歳から17歳の児童1,000人当たり先住民の児童の割合は、51.7人で、先住民でない児童の割合は7.3人という数字から先住民の児童の家庭外ケア委託率が非常に高いことがわかる。

表6 先住民の児童(Aboriginal Child)と先住民でない児童の家庭外ケアの人数と割合

州/準州	児童数			児童1,000人比		
	先住民	その他	計	先住民	その他	計
NSW	5,737	10,994	16,740	80.6	7.0	11.5
Vic	877	4,701	5,678	57.3	3.8	14.9
Qld	2,850	4,722	7,602	40.2	4.6	8.7
WA	1,448	1,527	3,120	46.4	3.0	15.6
SA	630	1,690	2,368	49.6	4.9	10.1
Tas	196	754	966	23.5	6.8	3.4
ACT	119	409	540	61.4	5.2	11.8
NT	501	132	634	18.2	3.8	4.8
計	12,358	24,929	37,648	51.7	5.1	10.1

出典：Australia Institute of Health and Welfare, "Child Protection Australia", 2011

II. 里親・親戚/血族者によるケア

里親・親戚/血族者によるケアは、州や準州によってその政策や実践が異なることがある。大きな違いとして、里親によって支給金額の程度が違っている。州や準州によっては親戚/血族者による養育者は専門的な養育者とは認められず、別のタイプの養育者として登録される所もある。また、レスパイトケアの養育者は一般的な里親もしくは親族里親の範囲内に含まれることもある。

1. 児童が措置されている里親家庭・親戚/血族家庭の数

1人か1人以上の児童を措置されている里親家庭は11,163家庭、親族/近親者家庭は11,452家庭である。

表6 児童が措置されている里親家庭・親戚/血族家庭の数

	家庭数
里親家庭	11,163
親戚/血族家庭	11,452

出典：Australia Institute of Health and Welfare, "Child Protection Australia", 2011

2. 里親家庭の受託児童数

半分以上の里親家庭が複数の児童を受託していて、46%の家庭で2人から4人の里子を受託

している。5%の家庭では5人以上児童が委託されている。

表7 里親家庭の受託児童数

受託人数	%
1人	59
2～4人	46
5人以上	5

出典：Australia Institute of Health and Welfare, "Child Protection Australia", 2011

3. 親戚／血族家庭の受託児童数

親戚／血族家庭11,452のうち、3分の1にあたる63%の家庭が1人の児童を受託している。36%の家庭で2人から4人の里子を受託しており、2%の家庭では5人以上児童が委託されている。

表8 親戚／血族家庭の受託児童数

受託人数	%
1人	63
2～4人	36
5人以上	2

出典：Australia Institute of Health and Welfare, "Child Protection Australia", 2011

4. 人口10万人あたりの家庭外ケアを受ける児童数と里親等委託児童数

人口10万人あたりの家庭外ケアを受ける児童数と里親等委託児童数をそれぞれ計算したものが表9である。

(1)人口10万人あたりの家庭外ケアされた児童数

2002年オーストラリアの総人口は約1,852万人であるので、人口10万人あたりの家庭外ケアを受ける児童の数は、102人である($18,880 \div 185.2 = 102$ 人)。

2011年オーストラリアの総人口は約2,283万人であるので、人口10万人あたりの家庭外ケアを受ける児童の数は、165人である($37,648 \div 228.3 = 165$ 人)。

(2)人口10万人あたりの里親等へ委託された児童数

2002年オーストラリアの総人口は約1,852万人であるので、人口10万人あたりの里親委託された児童の数は、93人である($17,271 \div 185.2 = 93$ 人)。

2011年オーストラリアの総人口は約2,283万人であるので、人口10万人あたりの里親委託された児童の数は、154人である。($37,648 \div 228.2 = 165$ 人)

オーストラリアでは、2002年から2011年の経過の中で、家庭外ケアを必要とする児童の数が大きく増加している。その中でも家庭外ケアを受けている先住民の児童の割合は、先住民でない児童の7倍以上を占めているという結果であった。先住民の児童の家庭外ケアの必要性の高さからも、オーストラリアにおける先住民の家庭養育問題の深刻さが推測された。

表9 オーストラリアの人口10万人あたりの里親等委託児童数

年	総人口(万人)	家庭外ケアを受ける児童数	10万人あたりの児童数	里親等へ委託された児童数	10万人あたりの児童数
2002年	1,852	18,880	102	17,271	93
2011年	2,283	37,648	165	35,201	154

出典：2002年6月30日(湯沢, 2004)と2011年の6月30日現在の社会的養護を受けた児童数と里親委託された児童数から作成

参考文献

- ・ Australia Institute of Health and Welfare, *Child Protection Australia*,2011.
<http://www.aihw.gov.au/publication-detail/?id=10737421016>
- ・ Alister Lamont, *Child in Care*, National, Child Protection Clearinghouse,2011.
<http://www.aifs.gov.au/nch/pubs/alert/2011/1106alert.html>
- ・ Mark E. Courtney & Dorota Iwaniec, “Residential Care of Children: Comparative Perspectives”, Oxford University Press,2009. (= 岩崎浩三、三上邦彦監訳者,「施設で育つ世界の子どもたち」,筒井書房,2010.)
- ・ 志田民吉「オーストラリアの里親制度－ニュー・サウス・ウェールズ州を中心に－」,湯沢雍彦編著『里親制度の国際比較』ミネルヴァ書房, 2004年,242－247頁.

香港における社会的養護の現状

大正大学 金 潔

今回は、「社会福利服務統計数字一覽2011版」、「社会福利署年報2007-08及び2008-09」、「香港児童及び青少年服務概況」(2009.6)、「香港特別行政区政府社会福祉署」、「香港社会服務聯会」、「香港国際社会服務社」、「香港基督教服務処」などの関係機関サイトに公表されたデータをもとに報告したい。

1. 香港の概要

香港は中華人民共和国の特別行政区の一つである。香港の人口は710万人を超えており、アジアを代表する世界都市の一つとなっている。

香港特別行政区政府が発表した10年に一度の人口調査によれば、2011年6月末現在の香港の居住人口は707万人で10年前に比べ36万人増加しており、このうち686万人が常住人口で流動人口が21万人である。

また、20歳から49歳までの未婚男性の比率は47%で、未婚女性の比率は39%で、2001年に比べて男性は8%、女性は5%高くなっている。2010年の合計特殊出生率は1.09であり、香港は世界で最も低い地域の1つである。

香港は1997年7月1日にイギリスから中国に返還され、特別行政区と改編されたが、従来の福祉政策を維持している。

香港の社会福祉に関する政府機関として、社会福利署がある。社会福利署は福祉政策の立案および福祉サービスの提供を実施する機関として、民間の団体とともに福祉全般に関わっている。家庭および児童福祉サービスには23項目があげられており、養子縁組・保護家庭及び児童福祉サービス・家庭危機支援センター・危機介入及び支援センター・里親委託・総合家庭福祉サービス・児童福祉施設入所サービス・DV被害女性入所サービスなどが含まれている。

2. 香港の社会的養護の現状

(1) 香港の養子縁組制度

親の死亡、遺棄または養育能力のない家庭から生まれた子どもに永続的な家庭環境を提供することである。親族がいる場合は親族養子縁組をすすめる。また対象児童のニーズにより香港内の養子縁組が難しい場合は、当該児童に最も適合する国際養子縁組に委託するように努める。

表1 養子縁組の種類および件数 2011年

種類	件数
香港内の養子縁組	153
親族・知人養子縁組	25
国際養子縁組	30
合計	208

注：香港特別行政区政府社会福祉署、2011年12月現在

表2 養子縁組待ちの子どもの状況

理由	子ども数
家庭問題(遺棄、親の麻薬中毒など)	12
3歳以上	19
健康上の問題	12
障害児	69
総数	112

注：香港特別行政区政府社会福祉署、2011年12月31日現在

(2)香港の里親養育制度

①里親委託措置機関および支援機関

1982年に社会福利署が中央里親委託サービス課を設立し、民間の団体とともに里親委託サービスを提供している。現在、香港には11か所の民間の団体が香港特別行政区政府から子どもの措置権を委託されている。措置権が民間団体に委託されているという点は、日本とは大きなシステムの違いといえる。11か所の民間の団体は里親と子どもをマッチングすることと、委託後の支援を行っている。里親委託する前には、子どもとその実親の意向を尊重して決断される。委託後は最低月に一度は里親家庭を訪問し、双方の状況をチェックするとともに、実親と里親の間で連絡を取り、子どもとその実親の関係調整をし、家庭復帰を目標に支援している。

②里親の種類

・養育家庭

さまざまな理由により保護者の養育が受けられない18歳以下の児童を対象に、家庭生活を提供する。対象児童が家庭復帰、あるいは養子縁組、自立するまでに社会的養護を行うことである。

・緊急養育家庭

突発的な理由あるいは緊急実態により保護者の養育が受けられない18歳以下の児童を対象に、一時的な里親家庭での生活を提供する。軽度の障害児も対象としている。期限は最長6週間である。

・日中養育家庭

10歳以下の児童を対象とした日中だけの里親養育サービスである。対象児童の保護者は日中仕事をしている場合が多い。軽度の障害児も対象としている。

表3 里親家庭登録数および委託児童数

里親家庭登録数	933
委託児童数	897

注：香港特別行政区政府社会福祉署、2012年1月末現在

(3)児童之家(Small Group Home)の現状

香港には108か所のスモールグループホームがあり、4～18歳の子どもを対象に家庭的な養育を提供している。子どもの家庭復帰を目指しながら、自立への準備をしている。2011年現在には815名の子どもが利用している。

香港のスモールグループホームの特徴としては、夫婦制を運営していることである。香港特別行政区政府が提供する公営住宅に、母親が中心となって8名以下の子どものケアを行い、家事援助スタッフ、ソーシャルワーカーがサポートとしてホームに入ってくる。父親は日中に仕事に出かけていくが、戻ってくると一緒に子どもたちと関わるようにしている。ソーシャルワーカーは子どもたちと夫婦の状況を把握し、ホーム担当夫婦とともに子どもの支援を行っている。

(4)施設養護の形態

香港は、社会的養護を必要とする子どもをまず養子縁組、里親家庭、児童之家(Small Group Home)、施設入所の順で措置する。しかし、里親家庭、児童之家(Small Group Home)に措置された後に、問題が出た場合に専門の入所施設に措置変更するケースもある。

表4に示すように、6種類の施設があり、その施設数は以下の通りである。表5は養護形態

別にみた養護児童の数である。

表4 施設の種類および数

対象児童	施設数
留宿育嬰園(3歳以下の乳児)	2
留宿幼児園(6歳以下の幼児)	1
児童収容中心(18歳以下の児童を対象とした一時保護センター)	1
児童院(6-21歳の児童)	5
男/女童院:(7-21歳の行為または情緒障害をもつ児童)	10
男/女童宿舍:(14-21歳の行為または情緒障害をもつ児童)	4

注:香港特別行政区政府社会福祉署、2011年6月現在

表5 養護形態別にみた養護児童の数

	2007-2008年度	2008-2009年度	2009-2010年度	2010-2011年度	2011年
里親委託	950	950	962	939	
児童之家(4-18歳の児童を対象としたスモールグループホーム)	864	864	813	815	
施設在所児童					
児童院(6-21歳の児童)	391	403	475	445	
男童院・宿舍(男/女童院:7-21歳の行為または情緒障害をもつ児童) (男/女宿舍:14-21歳の行為または情緒障害をもつ児童)	624	652	608	592	
女童院・宿舍	218	230	252	262	
留宿育嬰園・留宿幼児園 (6歳以下の乳幼児)		271 注1			
児童収容中心(18歳以下の児童を対象とした一時保護センター)		95 注1			
養子縁組数					注2
香港内の養子縁組	156	150			153
親族・知人養子縁組					25
国際養子縁組	30	26			30

注:香港特別行政区政府社会福祉署が公表した「社会福利署年報2007-08及び2008-09」、「社会福利服務統計数字一覽2011版」のデータ

注1:香港社会服務聯会がまとめられた「香港児童及び青少年服務概況」2009年3月31日現在のデータ

注2:香港特別行政区政府社会福祉署が公表した2011年12月31日現在のデータ

中国における社会的養護の現状

大正大学 金 潔

中国では日本のように具体的な調査をしていないため、統計で中国全土の養護問題を把握することは困難である。

今回は、中国国家统计局の最新の国勢調査結果や、「中国児童福利政策報告2011」、「民政部發布2005年民政事業發展統計報告」、「民政部發布2009年民政事業發展統計報告」、「民政部發布2010年社会服務發展統計報告」、「民政部2010年民政工作報告」、専門誌『社会福利』2010年、2011年各号、「全国児童福利工作信息2011」各期、「中華人民共和国国务院新聞事務室」、「中華人民共和国国家统计局」、「中華人民共和国民政部」、「中国障害者連合会」などの中国国家机关サイトに公表されたデータをもとに報告したい。また上海に関するデータは、2011年に上海の児童福祉施設や大学に訪問した際の聞き取り調査結果、「中華人民共和国民政部」、「上海市慈善基金会」サイトなどから得られたものである。

中国における要養護児童の問題、社会的養護の現状および方向性をまとめると同時に、上海の実態を紹介したい。

1. 中国の概要

中国は、23の省、5つの自治区、4つの直轄市(日本の政令指定都市にあたる)「首都の北京、経済中心の上海、工業都市の天津、内陸開発拠点の重慶」、2つの特別行政区からなる国である。

中国国家统计局が2011年4月28日発表した「2010年第6次人口普查」(日本の国勢調査にあたる)によると、中国の総人口は13億3,900万人で、前回の調査(2000年)と比べ、7,390万人の増加で(5.84%、年平均0.57%増)、人口増加率の鈍化が顕著になった。18歳未満の児童は3億以上で、総人口の23.3%を占めている。今回の国勢調査結果からいくつか深刻な問題が潜んでいるといえる。

①一人っ子政策下の低出生率・高齢化：調査によると0～14歳人口の総人口に占める比率は16.6%で、前回調査(2000年)と比べ、6.29%ポイント低下した。一方60歳以上の総人口に占める比率は13.26%で、前回調査と比べ2.93%ポイント上昇した。また65歳以上の比率は8.87%で、前回調査と比べ1.91%ポイント上昇した。

②家族規模の縮小および家族機能の弱体化：一家庭あたりの人数は3.10人で、前回調査(2000年)の3.44人から減少した。「空き巣家庭」(高齢者だけ、または高齢者と未成年者だけの家庭)と一人っ子家庭の割合は上昇した。人口流動化が増え、全国の農村に残された「留守老人」は4,000万人、「留守女性」は4,700万人、出稼ぎに出た両親と離れて暮らす「留守児童」は5,800万人に達した。

2. 中国における社会的養護の現状

(1) 養護形態

要養護児童に対する実践、施策に関して、中国はこの20年間多くの変革を経てきた。1991年に子どもの権利条約を批准し、子どもの権利条約に定める子どもの家庭で成長する権利を保障するという理念から、社会的養護を必要とする子どもの養育を親族養育、養子縁組、里親養育、施設養護の順で進めており、近年では特に養子縁組、里親養育を強く推進している。

親族養育：中国の要養護児童57.3万人のうち、45.4万人は親族による養育であり、全体の79.2%を占めている(2005年現在)。また、2010年現在、71.2万人の要養護児童の7割強は親族養

育である。親族に育てられることは、子どもにとって心身の安定につながり、最良の策と考えられている。2009年に「要養護児童最低養育保障基準に関する通達」が公布され、親族による養育をされている児童や社会に分散して生活している児童には毎月1人に600元の最低養育保障基準が制定された。日本のように「親族里親」という定義はないが、2009年の「要養護児童最低養育保障基準に関する通達」により、私的扶養が国による支援型の親族養育になった。

養子縁組：1992年に中華人民共和国養子縁組法(以下養子縁組法)を制定した。子どもの権利条約の前文に掲げられた「子どもの家庭環境の中で成長する権利」の理念に沿って、1999年に養子縁組法は次の2点を中心に改正された。1つ目は、養子縁組条件が適宜緩和されたことである。従来の規定では養子縁組をする人は子どもがいない人に限定され、また養子にできるのは一人だけに限られていた。改正法では、より多くの要養護児童の家庭で暮らす権利が守られるように、「孤児や障害児及び社会福祉施設が養育している親の行方が分からない子どもを養子とする場合は、養子縁組をする者に子がなく、養子とする児童は一人に限られるという規定の制限を受けない」とされている。改正法の2つ目は、養子縁組届け出の手続きが統一されたことである。さらに国際養子縁組について、国が責任を持って管理することを定めた「国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約」(ハーグ条約、1993年)を2005年に批准した。

里親養育：中国民政部は2003年に「里親委託暫定管理規則」を制定し、2004年から施行された。中国の各地では「里親委託実施方案」を策定し、独自の取り組みを行っている。「里親委託暫定管理規則」の第3章第8条では、里親は子どもの養育を目的とし、18歳未満の子どもを養育する者と規定しており、これはいわゆる養子縁組によらない里親である。一方、中国の要養護児童の約9割は親のいない子どもであり、その9割強が障害児である。このため子どもの委託が長期化する傾向と、実親の元に帰る可能性が極めて低い。長期里親に委託された子どもの中には、その家庭の一員になりたいが、里親の方は「養子を得るための里親ではない」ため困惑し、里親と里子の関係がうまくいかず、複合的な問題を引き起こしたケースもあった。2006年、北京市児童福利院は「里親委託から養子縁組への変更方法」を制定し、養子縁組可能なケースは積極的に縁組を進めている。養子縁組制度は大変意義のある制度であるが、障害児を養育する里親から養子縁組へと変更した家庭をいかに支援するかが大きな課題である。また要養護児童のニ-

表1 養護形態別にみた養護児童の数

	2005年注1	2009年注2	2010年注3	増加率
児童福利院		303	335	10.6%
SOS児童村注4			10	
家庭外措置数	574,000		712,000	24.0%
親族養育	454,000			
里親委託			注5	
施設在所児童	78,000	115,000	100,000	
養子縁組数	51,000	44,260	34,529	
国内養子縁組	38,000	39,801	29,618	
国際養子縁組	13,000	4,459	4,911	
浮浪児一時保護センター数 保護人数		116 145,000	145 146,000	
障害児 18歳未満 0～14歳			注6 5,043,000 3,867,800	

注1：民政部發布2005年民政事業發展統計報告

注2：民政部發布2009年民政事業發展統計報告

注3：民政部發布2010年社会服務發展統計報告

注4：SOS児童村サイト

注5：「中国児童福利政策報告2011」P18「正確な統計はまだないが、要養護児童の半数以上は里親委託されており、里親養育は社会的養護の主たる養育方法になった」と明記している。

注6：「中国児童福利政策報告2011」P13